

# 法学部FD委員会規程

(2008年4月24日制定)

(設置)

第1条 法学部が、その理念及び教育目標に基づいて行う教育の改善及び向上に係る様々な方策の検討及び提言を行うことを目的として、法学部教授会規程第7条に基づき、法学部に法学部FD委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この規程におけるFDとは、Faculty Developmentの略称であって、法学部において教員が主体的かつ組織的に教育を改善し、向上させるための活動をいう。

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 法学部長
- (2) 学科長
- (3) 共通科目主任
- (4) 教務主任
- (5) 法学部教授会構成員のうち若干名

2 委員会に、委員長を置く。委員長は、法学部長の推薦に基づき、委員会で選出する。

(任期)

第4条 前条第1項第5号に掲げる委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前条第1項第5号以外の委員の任期は、その職の在任期間とする。

3 委員に欠員が生じたときは、速やかに補充するものとし、補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第5条 委員会の運営は、次のとおりとする。

- (1) 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
- (2) 委員会は、適宜開催する。
- (3) 委員会は、必要に応じて委員会構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- (4) 委員会の下に、必要に応じて特定の議題を検討又は調査する小委員会を設置することができる。
- (5) 委員会は、必要に応じて法学研究科FD委員会と連携することができる。

(任務)

第6条 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討又は審議し、必要に応じて法学部教務委員会及び教授会にその結果を報告又は提言する。

- (1) 教育課程、授業時間割、授業運営、履修その他授業に係る内容及び方法の改善に資するための組織的な活動に関する事項
- (2) 授業内容及び方法、並びに授業計画が、学生に対して予め明示され、それらが適切なものとなるための組織的な活動に関する事項
- (3) 試験、発表その他学習の成果に係る評価及び卒業の認定に関して、客観性及び厳格性が確保されるとともに、学生に対して予めその基準が明示され、それらが適切なものとなるための組織的な活動
- (4) シラバスのチェックに関する組織的な活動
- (5) 学生の勉学意欲、能力、要望に係る情報収集、調査及び研究に関する事項
- (6) FDに係る学内・外からの情報収集、調査及び研究に関する事項
- (7) その他FDの推進に必要と認められる事項

(議事録)

第7条 委員会に、書記を置き、議事録を作成する。

2 議事録は、学部庶務課が保管する。

(事務局)

第8条 委員会の事務の所管は、学部庶務課とする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、法学部教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、2008年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2014年2月10日に改正し、2014年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015年3月6日から改正施行する。

附 則

この規程は、2016年4月14日から改正施行する。